

# 「土砂災害特別警戒区域指定」の説明会を行います

※平成26年に警戒区域は指定済み。今回は特別警戒区域の指定です。

「がけ崩れ、土石流」などのおそれのある区域を土砂災害防止法に基づき、沖縄県が「土砂災害特別警戒区域」として指定します。

土砂災害防止法は、土砂災害（崖崩れ、土石流、地すべり）から国民の生命・身体を守るために、土砂災害が発生する恐れがある区域を明らかにし、危険の周知、警戒避難体制の整備などのソフト対策（土木工事によらない対策）を推進しようとするものです。

なお、本説明会は今後の工事实施の説明会ではありません。

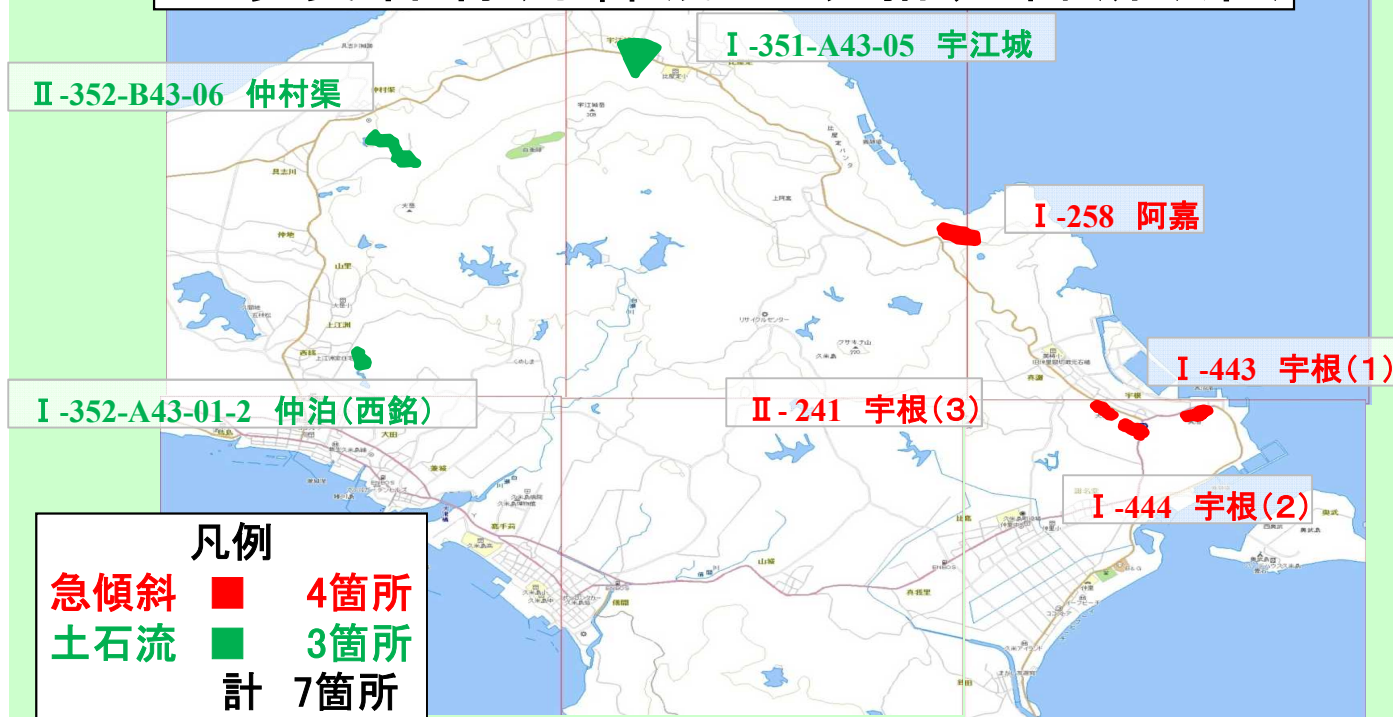
## ■日時

日時：平成31年2月18日（月） 午後6時30分～

場所：久米島町役場 仲里庁舎 2階会議室

## ■区域指定箇所(案)

### 土砂災害特別警戒区域指定箇所(案)



(注)この位置図は、土砂災害特別警戒区域の指定箇所(案)のおよその位置と形状を示しています。詳しい区域は公示図書(案)にて確認して下さい。

詳細な区域をお知りになりたい方は、沖縄県南部土木事務所ホームページの最新情報にある本説明会案内ページに「指定区域の案」を掲示していますのでご確認下さい。

沖縄県南部土木事務所のホームページ

<http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/doboku-nan/index.html>

○対象区域に関する問い合わせ

沖縄県南部土木事務所 計画調査班

TEL 098-869-1788

○説明会に関する問い合わせ

久米島町 総務課 行政班

TEL 098-985-7121